都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、 この 開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメン 1 部まちづ < 'n

建築課において閲覧できます。

平成二十八年一月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一許可番号

平成二十七年八月十九日奈良県指令建第九六一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年 一月十八日建第八六一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字豊浦二九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字豊浦六三七番地

花木浩二

高市郡明日香村大字豊浦六三八番地

花木光余

許可番号

平成二十七年九月二十四日奈良県指令建第九六一 -九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一 月十九日建第八六一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年一 月十九日建第五一四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市九条町二〇一番二の一部、 二〇一番三、 二〇二番二の 二〇二番三、

二〇二番四、 二〇四番二、 二〇四番四、 二〇四番七、 二〇四番九、 二〇五番一八、

〇六番三三の一部、 二〇六番三四、 二〇六番三五及び二〇六番三六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地の四

株式会社八洲エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市九条町二〇一番三、二〇二番四、二〇四番四、二〇四番九、二〇

五番一九及び二〇六番三五

下水道 大和郡山市九条町二〇一番三、二〇二番四、二〇五番一八及び二〇六番三

五の各一部

水路 大和郡山市九条町二〇一番二、二〇二番四、二〇五番一八及び二〇六番三五

の各一部